

主催：NPO 法人食品安全ネットワーク

第7回米国食品安全近代化法 HR2751 への対応

本年1月4日に米国で成立した食品安全近代化法(Food Safety Modernization Act. HR.2751)は、食品の強制リコール権、施設の検査頻度の増加、関係書類へのアクセス権の拡大、農産物生産の衛生ガイドラインの策定、米国外を含む施設の登録など、米国 FDA に多くの権限を与えます。外国供給業者確認プログラム(Foreign Supplier Verification Program)、米国 FDA による輸入食品の照明要求など、日本の対米食品輸出にも大きく影響します。この法律に基づく規制の詳細は順次定められますので、現時点でその全貌を明らかにすることはできません。

米国から専門家を招聘したセミナーを今春に予定しましたが、東北大震災の影響で延期しておりました。今回来日スケジュールとセミナー開催日が確定したので、ご案内いたします。

2011年9月17日(土)午後1時30分～4時30分

島根ビル 9階 会議室 〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目13-18

(国道1号線 西天満東交差点南西角から西に2軒目のビル、最寄りの地下鉄:南森町)

13:30～13:40 挨拶

伊藤譽志男(NPO 法人食品安全グローバルネットワーク会長)

財団法人日本食品分析センター学術顧問

元国立医薬品食品衛生研究所食品試験部長、元武庫川女子大学薬学部教授

13:40～14:20 本セミナー開催の経緯

日本の食品規制の動向と米国食品安全近代化法の影響について

事務局長 中村幹雄(鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)

14:20～14:30 休憩

14:30～16:30 講演と質疑応答

食品安全近代化法 HR2751

FOOD SAFETY MODERNIZATION ACT HR.2751

Winston A. Boyd, Ph.D. (米国シカゴ在住) (日米逐次通訳者: 忠政博之氏)

16:30～17:00 情報交換会(ささやかな交流会) *参加は任意です。

参加費: 会員; 6,000円、非会員; 8,000円 定員: 30名(先着順)

連絡先: 特定非営利活動法人 食品安全グローバルネットワーク(大阪府指令府活第2-271号)

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目13-18 島根ビル5階

TEL: 06-6311-1494 FAX: 06-6311-1484 E-mail: mikio-nakamura@river.ocn.ne.jp

URL: <http://www.nakamura.in/npo/seminar5th.htm>